

令和 8 年 7 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

当社取締役に関する昭和ホールディングス株式会社の開示内容に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 15 日、当社取締役会長 此下竜矢（以下「此下」といいます）より、昭和ホールディングス株式会社（東京証券取引所スタンダード市場、コード番号 5103、以下「昭和 HD」といいます）が行った開示内容、及び此下が個人として昭和 HD に送付した書状について、下記の通り報告を受けました。株主の皆様や取引先などからお問い合わせをいただいている内容です。株主・投資家の皆様、ステークホルダー皆様にご心配をおかけしておりますことも踏まえ、お知らせいたします。

記

1. 経緯

此下は、2026 年 6 月 29 日付で昭和 HD 代表取締役を退任いたしました。此下は当社取締役会長として在任するとともに、退任後も昭和ゴム株式会社（昭和 HD の旧子会社）の取締役を務めております。

2. 昭和 HD による開示内容

昭和 HD は 2026 年 7 月 8 日、代表取締役の選任状況等に関する開示を行い、その中で、「当社の開示事務、株主名簿管理を行っていた昭和ゴム株式会社の取締役、従業員も昭和ゴム株式会社が当社の子会社でなくなった結果、昭和ホールディングスの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられた」と記し、そのために「当社の実印、会計帳簿、預金通帳等の引継ぎはまったく行われていません。」と記載されて公表されております。

3. 此下による訂正・返還手続き明確化の申し入れ

此下は、上記開示内容について、退任当日（2026 年 6 月 29 日）に昭和 HD 取締役細野敦氏（以下「細野氏」といいます）宛のメールにて各種引継ぎに協力するので連絡を願う旨を伝えておりました。それにもかかわらず細野氏から請求や指示が一切現在までないとのことです。また同氏が 2026 年 6 月 29 日に当社事務所、7 月 6 日に代理人弁護士とともに 2 回とも事前連絡なく訪問しました。さらに 7 月 6 日には事情も知らない受付対応をした昭和ゴム株式会社従業員に対し詰問を行ったという事実関係の説明がなされております。したがって上記開示内容には事実と異なる記載が含まれていると説明しております。

上記経緯を受け、また 2 週間以上経っても細野氏からの連絡がないため、此下は 2026 年 7 月 13 日付で、昭和 HD 及び細野氏に対し、以下 2 通の書面を内容証明郵便にて発送いたしました（東京証券取引所及び関東財務局に対しても参考として提出済みとのことです）。当該書面の写しを、此下からの報告に基づき本お知らせの別紙として添付いたします。

(1) 「代表取締役退任に伴う実印等の返還について」（別紙 1）

返還対象物・返還先・返還方法等の明確化を書面到達日より 14 日以内に回答するよう要求

(2)「開示訂正要求書」(別紙2)

上記開示内容のうち事実と異なるとする2点について、5営業日以内の訂正開示、謝罪、名誉回復措置等を要求

4. 当社への影響

此下が当社取締役会長を務めていることから、上記一連の経緯に関し、当社に対してもお客様からのお問い合わせ、株主様からのお問い合わせなどが寄せられており、また従業員にも不安の声が生じております。

5. 当社の対応方針

此下による昭和 HD への申し入れは同氏個人及び昭和ゴム株式会社の取締役としての立場によるものであり、当社としての法的措置ではございませんが、当社取締役会長に関する事案であり、投資家などステークスホルダーの皆様の関心の高い事案であることから、当社といたしましても事実関係の把握に努めるとともに、関係者との対話を通じ、本件の円満な解決に向けて適正に対応してまいり所存です。

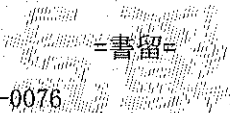
今後、株主・投資家の皆様に開示すべき事由が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

【添付資料】

別紙1：「代表取締役退任に伴う実印等の返還について」(此下竜矢発、2026年7月13日付)

別紙2：「開示訂正要求書」(此下竜矢発、2026年7月13日付)



〒136-0076
東京都江東区南砂2-36-10
光陽ビル3階



此下 竜矢様



132-82-28856-3

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局



受付通番 : G02316125000100000 号



代表取締役退任に伴う実印等の返還について

2026 年 7 月 13 日

昭和ホールディングス株式会社御中

取締役細野敦殿、取締役各位

発送人 此下竜矢

謹啓

さて、私は 2026 年 6 月 28 日付けで貴社の取締役の職を退任いたしました。同日付けの退任に伴い、私は現在、以下に列挙する書類及び物品等を保管・管理しております。

これにつき 7 月 8 日付の開示を読みました。わざわざ私が勤務していない昭和ゴム柏工場にまで突如ご足労いただいたとのこと、大変恐縮です。

私としてはこれについて細野取締役殿に対して株主総会当日の上記日中に、私は E メールにて、「今後いろいろなことが必要になるかとは思いますが、そちらのほうは私共としても、御社昭和ホールディングスとして正式にお申し出いただければご対応させていただくつもりです。(ママ)」と申し出ております。しかしながら、いまだに何らのご請求やご指示もいただいております。

御社の 7 月 8 日開示によりますと「当社は、実印、会計帳簿、預金通帳等一切の物・データ類を占有しておらず、その占有場所・保管場所も不明の状態であり、この状況に対する今後の対応方針については、現時点で検討中です。」とのこと。このような御社の信用を毀損しかねない開示を出されなくても、また突如昭和ゴム柏工場に御足労いただかなくとも、私に一本のメールをいただけたら、上記メールの通り、それらのことはお教えいたしましたところでした。

ことここに至っておりますので、早急に以下をご確認ください。

【現在保管中の書類・物品】

- 1 実印及び実印用の印鑑カード
- 2 会社印（代表者印、役職印等）



受付通番：G02316125000100000 号

退任後12日が経過した現在まで、後任の取締役または貴社より、これらの書類・物品・その他について返還に関する正式な請求や指示を受けておりません。このため、以下の事項について明確なご回答をお願いいたします。

【ご確認いただきたい事項】

- 1 御社が返還を受けると考える書類・物品の具体的な内容
- 2 返還先となる方（氏名、役職）の明記
- 3 返還方法（直接引き渡し、郵送等）及び引き渡し場所・時期

返還に際しましては、書類・物品の引き渡しが行われることが重要です。また上記のように貴殿に対して協力する旨も申し上げております。

それにもかかわらず御社の取締役を名乗って貴殿が前田弁護士を引き連れて、私が取締役を務める別会社昭和ゴム株式会社ならびに株式会社ウェッジホールディングスに、なんのアポイントメントや連絡もなく突如訪問し、来訪目的も告げずに社内に侵入して押しかける行為を繰り返しておられます。

その上、事情のわからないそれらの別会社従業員を詰問するなどの行為を繰り返しておられます。その際の言動や高圧的な声色により、それらの従業員は戸惑うばかりで大変恐怖を感じ、その夜に眠れなかったと申しております。

このような行為が行われることは何の解決をもたらすものではないのは言うまでもありません。また、この行為によって信頼関係は完全に破壊されたことを申し上げておきます。このような威迫・迷惑行為に対して抗議いたしますとともに、二度と行わないよう正式にこの文書を持って申し入れます。

そもそも上記のように協力を申し出ておりました私に対して6月29日以来何らの申し入れや要求もせず、Eメールの返信すらせず、書面を通じての要求もせず、闇雲に各企業に押しかけて威迫するなど、裁判官や弁護士を35年間務めておられます貴殿がこのような行動に出ることは驚くばかりです。

そもそも貴殿は昭和ホールディングス取締役として7年間も勤務しております。したがって社内で既知を持ち、社内での各種情報に接することが可能でした。しかし過去5年間、一度も取締役会に参加していないなど、貴殿自身の著しい怠慢が、貴殿をして社内の当然の手続きへの不理解や人的つながりを欠かせている原因と思料いたしております。

上記のような自身の怠慢を顧みず、昭和ゴム社員や私、さらには昭和ホールディングス監査等委員である



取締役などを非難する開示する行為に至っており、これは迷惑行為であり名誉毀損信用毀損です。昭和ホールディングス自身の信頼性を破壊する開示を東京証券取引所の TDNET を使って行われました。

当該開示は事実に基づかない内容が多数散見されており、大変遺憾です。私も 18 年間お世話になった昭和 HD が貴殿らの行為によって信用が毀損されていくことは忍びなく、風説の流布にあたるのではないかともし料いたしますので撤回・訂正を求めます。

以上の経過はありましたが、確実な引き継ぎを行うために、以下の対応をご提案申し上げます。

【提案内容】

直接お会いしての引き渡しの場合：

返還に立ち会っていただく第三者（弁護士または公証人等）を予め指定していただき、その立会いの下、書類・物品の引き渡しを行うことが相互の信頼及び記録保全の観点から最善と考えます。あるいは第三者に介しての引き渡し。

ここまでの貴殿の行動は信用を毀損するもの出ることは上記に記したとおりです。お渡しする物品等をお渡ししても、その後「渡した、渡していない」と言った係争がありうると私としては懸念しております。

つきましては、上記のようななんらかの担保を含めた引渡し方法の案を正確に本状到達日より 14 日以内に、上記ご確認していただきたい事項 1～3 について書面にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

最後に上記のように E メールにて当方から協力を申し出ているだけではなく、株主総会当日に本来行すべき開示についても、株主総会結果を受けてドラフトを添付した上で協力を申し出ております。それにも関わらず東証開示をよく読むと、全く虚言であると申し上げるしかありません。

当方の協力姿勢は明らかであったにも関わらず上記行為に出ておられることに大変困惑を禁じ得ません。ここに再度抗議し、また二度と行わないように申し入れいたします。

本件に関し、私は将来において、民事上及び刑事上のいかなる法的措置を講じる権利、監督官庁関係者への報告告発を行う権利も保有しており、本状はかかる権利を放棄するものではありません。いずれ決着を法廷でつけざるを得ない部分もあるやもしれず、これについては忌避するものではありません。

E メールもお互いに交換しているわけですので、一般的なアポイントメントを入れていただくなどして場所と時間を指定いただければ対応できましたところ残念です。同時に、まず、上記引渡しは常識的に終了し、18 年の任期の集大成を行いたいという点は変わりません。



ご協力いただければ幸いです。

ご不明な点がございましたら、本状に記載した連絡先に書面にて、あるいは E メールにてお問い合わせください。

謹言

【発送人連絡先】

氏 名：此下竜矢

住 所：136-0076 東京都江東区南砂 2-36-10

光陽ビル 3 階 ウェッジホールディングス内

差出人

〒136-0076 東京都江東区南砂2-36-10 光陽ビル3階

此下 竜矢

受取人

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-9 スズエアンドスズエビル6階

細野 敦様

〒277-8536 千葉県柏市十倉2-348

昭和ホールディングス株式会社御中



郵便認証司

8. 7. 13

この郵便物は令和 8年 7月 13日
第13282288574~13282288585号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：G02316125000100000 号

5/5 頁

東京

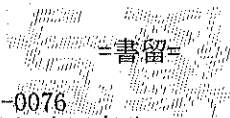
8. 7. 13

12-18

此下

此下 龜矢





書留

〒136-0076
東京都江東区南砂2-36-10
光陽ビル3階



此下 竜矢様



132-82-32034-3

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局



受付通番 : G02317222000100000 号



開示訂正要求書

昭和ホールディングス株式会社による虚偽記載の訂正要求
及び不当行為に基づく損害賠償等の請求

2026 年 7 月 13 日

昭和ホールディングス株式会社
取締役・開示行為者 細野 敦
取締役各位

発送人 此下竜矢

謹啓

昭和ホールディングス株式会社が2026年7月8日に公開した開示により、私の名誉が著しく毀損されました。同開示に記載された複数の虚偽及び不当行為に対して、以下の通り訂正及び名誉回復を要求いたします。

第一 虚偽記載の内容

昭和ホールディングスが7月8日に公開した開示には、以下の複数の虚偽また誤解を生むが含まれています。:

虚偽記載1「前代表取締役此下竜矢氏からの指示」について

「昭和ゴム株式会社の取締役、従業員も昭和ゴム株式会社が当社の子会社でなくなった結果、昭和ホールディングスの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられたとのことで、当社の実印、会計帳簿、預金通帳等の引継ぎはまったく行われていません。」

虚偽記載2「占有場所・保管場所が不明」について

「当社は、実印、会計帳簿、預金通帳等一切の物・データ類を占有しておらず、その占有場所・保管場所も不明の状態であり」

第二 事実の記述

私は、上記に関して昭和ホールディングス及び同社の取締役に対し、一切の指示や「告げ」を行っていません。実印、会計帳簿、預金通帳等が返還されていないのは、昭和ホールディングス取締役細野敦氏の不作為・無能・怠慢・並びに非常識な行動に起因しており、私の指示ではなく、同氏の職務放棄によるものです。



虚偽記載に至った経緯及び事実

① 退任当日の協力の意思表示

令和6年6月29日、私は取締役退任直後、昭和ホールディングス取締役細野敦氏に対してEメールにて、「今後いろいろなことが必要になるかとは思いますが、そちらのほうは私共としても、御社昭和ホールディングスとして正式にお申し出いただければご対応させていただくつもりです。」と協力を申し出ました。

② 細野敦氏の無能と不作為

私の協力申し出にもかかわらず、細野敦氏は6月29日以来、何らの請求も、指示も、書面による要求も行いませんでした。Eメールの返信さえありませんでした。代表取締役が選任されていない状況にあつて、細野敦氏は会社の代理権を有しない立場にあります。

③ 違法な押しかけ行為と威迫

令和6年7月6日、代理権を有しない取締役細野敦氏は、前田葉子弁護士を引き連れ、アポイントメントも事前連絡もなく、突如として私が取締役を務める昭和ゴム株式会社に訪問しました。来訪目的を告げず社内に侵入し、事情のわからない従業員に対して詰問行為を繰り返しました。

④ 従業員への威迫と恐怖

細野敦氏及び前田弁護士は、当社従業員に対して「それは竜矢の指示なのか」と何度も詰問し、高圧的な声色と言動により、従業員に大変な恐怖を与えました。従業員はその夜眠れなくなるほどの心理的被害を受けました。

⑤ 虚偽記載の作出プロセス

代理権を有しない細野敦氏及び前田弁護士による威迫的な詰問行為は、実印等の物品返還に関する正当な請求ではなく、虚偽の「証拠」を作出するためのものと疑われます。同氏らは、詰問者自身の質問を、あたかも私からの指示であるかのように虚偽記載させました。

⑥ 占有場所・保管場所について

判明していないのではなく、細野敦氏が正当な方法で確認を求めなかったため、細野氏が知らないないというのが事実です。私に対するEメール、書面、または常識的なアポイントメントを付けての訪問があれば、私は協力を申し出た通り、これらの物品所在地について情報提供いたしておりました。

第三 細野敦氏の不作為が生じさせた状況と代理権問題

昭和ホールディングスが「実印、会計帳簿、預金通帳等一切の物・データ類を占有しておらず、その占有場所・保管場所も不明の状態である」と開示した結果、昭和ゴム並びに私が当該物品を隠匿しているかのような印象を与えています。この責任は、以下の理由により、細野敦氏及び昭和ホールディングスの管理体制の問題にあります：

理由1 正当な請求を行わなかった



細野敦氏は、私に何らの正式な書面請求や問い合わせも行いませんでした。私が協力を申し出ていたにもかかわらず、一切の連絡がないままでした。場所が「不明」なのではなく、細野氏が確認していないだけです。

理由2 威迫行為による不当な対応

細野敦氏が行ったアポイントメントなしの押しかけ、従業員への威迫・詰問行為は、正当な返還請求ではなく、私と私に関わる企業等の権利を侵害する違法な行為です。このような行為によって信頼関係は完全に破壊されました。

理由3 社内における職務放棄

細野敦氏は、昭和ホールディングス取締役として7年間勤務しながら、過去5年間、一度も取締役会に参加していません。社内での人的つながりを欠落させ、社内手続きの不理解により、適切な引き継ぎ手続きを行うことができませんでした。

理由5 虚偽開示による信用毀損

細野敦氏は、『占有場所が「不明」であり、それは昭和ゴムや前代表取締役である私の責任である』と一般的に解釈される虚偽を開示しました。これは風説の流布であり、私はもちろん、昭和ゴム、ならびに昭和ホールディングス自身の信用を毀損する行為です。

第四 訂正要求

昭和ホールディングス株式会社は、以下の訂正開示を5営業日以内に提出してください：

「令和6年7月8日の開示において、「昭和ホールディングスの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられた」と記載いたしましたが、これは虚偽でした。前代表此下竜矢氏からの指示は確認されておらず、実印等の物品が返還されていない責任は、当社取締役細野敦が協力申し出に応じず、請求を行わず、アポイントメントなしで訪問するなど、職務を正しく遂行していなかったことに起因しています。

また、「占有場所・保管場所も不明の状態である」との記載も虚偽でした。占有場所が判明していないのではなく、当社取締役細野敦が正当な方法で確認を求めなかったため、確認されていないというのが事実です。当社は前代表此下竜矢氏並びに昭和ゴム株式会社に対し、虚偽記載により名誉を毀損したこと、昭和ゴム株式会社従業員に精神的苦痛を与えたことについて、深くお詫びいたします。同時に、今後、此下氏の申し出に応じ適切な返還手続きを進めます。」

第五 名誉回復と損害賠償

私の名誉が虚偽開示により著しく毀損されました。昭和ホールディングス株式会社及び取締役細野敦氏は、上記訂正開示とともに、以下の対応を実施してください：



- 
- ① 当職に対する正式な謝罪声明の発出
 - ② 投資家及び株主に対する適切な情報開示
 - ③ 虚偽記載に対する名誉回復措置及び相当な損害賠償
 - ④ 細野敦氏及び前田葉子弁護士による威迫行為・迷惑行為の中止
 - ⑤ 従業員に対する謝罪と心理的被害の補償

第六 法的措置と今後の対応

私はあらゆる法的措置等を講じる権利を保有しており、本状はかかる権利を放棄するものではありません。

謹言



発送人 此下竜矢

連絡先：136-0076 東京都江東区南砂 2-36-10
光陽ビル3階 ウェッジホールディングス内



受付通番：G02317222000100000 号

差出人 〒136-0076 東京都江東区南砂2-36-10 光陽ビル3階

此下 竜矢

受取人 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-9 スズエ・アンド・スズエビル6階 大江・田中・大宅法律事務所

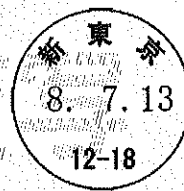
細野 敦弁護

〒277-8556 千葉県柏市十倉2-348

昭和ホールディングス株式会社御中



この郵便物は令和 8 年 7 月 13 日
第13282320354～13282320365号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02317222000100000 号
5/5 頁



此下 音

此下 竜矢

※ 請求金額は上記金額に加えて謄本返送料金が1通につき304円（複数の謄本について一括送付を指定された場合は指定された分につき503円）が加算されます
（摘要欄の記号，ソク（速達），ナイ（内容証明），ハイ（配達証明））



1/1 頁

